

## 職域部会運営規程

### (総 則)

第1条 この規程は、定款第4条に規定する事業の実施にあたり、定款施行細則第13条に定める、職域ごとの会員の、就業専門性の向上を図りつつ公益目的事業を達成するための職域部会（以下「部会」と称する）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (名称及び定義)

第2条 各部会の名称は、別表の「各部会の定義」によるものとする。

### (正会員の部会所属)

第3条 正会員は、前条に規定する部会のいずれか一つに所属しなければならない。

### (部会の役割)

第4条 各部会は、当該職域における公益目的事業の企画、立案を行い、実施に当たり、その推進を図るものとする。

### (全国職域との連携)

第5条 各部会は、事業の実施に当たっては、全国の都道府県栄養士会における当該職域部門と連携できる。

### (グループの設置)

第6条 各部会は必要に応じてグループを設置することができる。

2 グループは、当該専門領域の公益事業の推進、当該専門領域の管理栄養士・栄養士の人材育成、資質向上を図るものとする。

### (部会役員の設置)

第7条 部会の円滑な事業運営を図るため、各部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長（職域担当理事） 1名
- (2) 副部会長（職域担当理事） 若干名
- (3) 企画運営委員 若干名

### (職域担当理事)

第8条 職域担当理事は、理事会の意を受けて当該職域の運営に携わる。

### (企画運営委員会)

第9条 企画運営委員及び職域担当理事は企画運営委員会を組織し、部会の公益目的事業の企画、運営に当たるものとする。

2 企画運営委員会の委員長は部会長が、その任に当たる。

3 企画運営委員会は、企画運営委員長が招集する。

### (役員の選任と権限)

第10条 部会長は部会を代表し、統轄する。

2 副部会長は部会長が不在の時は部会長を代行する。

3 企画運営委員は、部会員の中から選出し、部会の事業の企画・運営に当たる。

(事業計画及び予算)

第 11 条 部会長は、毎年度当初に本会定款第 38 条に基づく事業の年間事業計画並びに収支予算書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。なお、当初計画以降に企画した事業については、その計画案の詳細を遅滞なく会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 部会の事業の詳細に係わる予算及び決算は、理事会の承認を得て執行し報告しなければならない。

3 研修会等で拠出金等の収入を得ようとするときは、あらかじめ三役と協議し理事会の承認を受けなければならない。

(賛助会員の協力)

第 12 条 部会事業で本会賛助会員の協力を得る場合は事前に会長に届け出るものとする。なお、賛助会員以外の企業及び団体の協力を得る場合も同様とする。

(リーダー研修会への出席)

第 13 条 部会長又は副部会長は、日本栄養士会主催の全国職域リーダー研修会へ出席するものとする。

(規程の改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附 則 1 この規程は、公益法人の設立の登記の日、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。  
2 部会の名称については当分の間、以下のとおり読み替え平成 25 年 4 月 1 日以降までに切り替えを完了するものとする。

病院協議会→医療部会

学校健康教育協議会→学校健康教育部会

集団健康管理協議会→勤労者支援部会

研究教育協議会→研究教育部会

行政協議会→公衆衛生部会

地域活動協議会→地域活動部会

福祉協議会→福祉部会

別表

## 各部会の定義

職域区分	定 義
医 療	医療施設の栄養管理・指導に関する部門又は関係行政機関、団体の業務に携わる者（管理栄養士・栄養士） グループ：急性期医療、療養型（一部中間施設を含む）、在宅・地域医療、歯科医療、薬局
学校健康教育	幼稚園、小・中学校（特別支援教育諸学校を含む）及び夜間定時制高校において栄養管理・指導に関する部門または関係行政機関、団体の業務に携わる者（管理栄養士・栄養士） グループ：小・中学校・幼・特別支援・夜間高校、給食受託、教育委員会
勤労者支援	事業所（外食産業を含む）寮、寄宿舎、学校食堂及び矯正施設並びに防衛省等の栄養管理・指導に関する部門又は関係行政機関、団体の業務に携わる者（管理栄養士・栄養士） グループ：産業保健・産業給食、食関連産業、防衛、矯正
研究教育	管理栄養士・栄養士養成施設、その他の教育機関、試験研究機関、企業の栄養・食品開発等の研究部門並びに広報部門等において教育や研究に携わる者（管理栄養士・栄養士） グループ：管理栄養士養成、栄養士養成、その他の高等教育・研究機関（研究・食品開発）、健康・栄養情報の発信
公衆衛生	公衆衛生、保健衛生等に関する行政機関、団体の業務に携わる者（管理栄養士・栄養士） グループ：県、名古屋市、市町村、その他
地域活動	地域住民を対象に自営又は非常勤で栄養改善指導を行う者（管理栄養士・栄養士） グループ：食育活動・調理科学研究、スポーツ栄養、開業のためのビジネス戦略、福祉・医療・教育等他職域とのグループと連携、栄養CSとの連携
福 祉	児童福祉施設、社会福祉施設、介護保健施設等の栄養管理・指導に関する部門又は関係行政機関団体の業務に携わる者（管理栄養士・栄養士） グループ：高齢、児童、障害施設

## グループ設置の考え方

- 1 会員から現在の自分の活動分野に相当する専門領域がないとの質問に応えるための参考とする。
- 2 グループは、当該専門領域の人材育成事業、県民向けの事業の企画と運営展開をする。
- 3 一定の規模のグループは、事業計画と予算を示し、理事会の承認を得て経費の一部を得ることができる。将来的に、会員数が増えたときは、「部会」とすることを考える。